

農林水産部業務委託検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県農林水産部が所掌する測量・調査委託及び設計業務委託（以下「業務委託」という。）について、完成を確認するため必要な検査並びに適正かつ能率的な施行を確保するため行う検査の実施等について、必要な事項を定め、厳正かつ公平な検査を行うことを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 完成検査

業務委託の完成を確認するための検査

(2) 一部完成検査

業務委託の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のものである場合において、当該部分の完成を確認するための検査

(検査員)

第3条 検査員は原則として表1の検査員一覧に定めるところによらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、本庁主務課長・農林事務所の長（以下「農林事務所等の長」という。）が別に命じることができる。

表1 検査員一覧

本 庁		農林事務所		特設事務所	
業務委託額	検査員	業務委託額	検査員	業務委託額	検査員
500万円以上	課 長 主 幹 副 課 長	500万円以上	副 部 長 課 長	500万円以上	所 長 次 長
500万円未満	主 幹 副 課 長 主任主査	500万円未満	課 長 主任主査 主査(キヤップ)	500万円未満	次 長 主任主査 主査(キヤップ)

(検査の範囲)

第4条 この要綱は、福島県農林水産部が所掌する業務委託の検査に適用する。

(検査の時期)

第5条 完成検査又は一部完成検査は、受注者から完成もしくは一部完成の通知を受けた日から10日以内に行わなければならない。

(検査の技術的基準)

第6条 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、「業務委託検査基準」によるものとする。

(検査事項)

第7条 検査員が行う検査事項は、下記のとおりとする。

- (1) 委託条件
- (2) 指示事項の処置
- (3) 成果品目
- (4) 技術審査等の確認
- (5) 社内検査
- (6) その他指示事項

(技術審査)

第8条 農林事務所等の長は、着手届受理後、受注者が基本業務に着手し、細部条件等の照査が終了した段階で中間技術審査を行うものとする。

また、完成届受理前に、委託成果品について完成前技術審査を行うものとする。

(技術審査者)

第9条 技術審査者は、原則として表2の技術審査者一覧に定めるところによらなければならない。また技術審査者は原則として、検査員を兼ねることはできないものとする。

ただし、これによりがたい場合は、農林事務所等の長が別に命じることができる。

表2 技術審査者一覧

本 庁		農林事務所		特設事務所	
業務委託額	技術審査者	業務委託額	技術審査者	業務委託額	技術審査者
500万円以上	主 幹 副 課 長 主任主査	500万円以上	課 長 主任主査 主査(キャップ)	500万円以上	次 長
500万円未満	主任主査	500万円未満	主任主査 主 査	500万円未満	主任主査 主 査

(技術審査事項)

第10条 技術審査者が行う技術審査事項は、下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の照査状況の審査
- (2) 細部条件、構造細目の照査状況の審査
- 2 その他技術審査に必要な事項は別途定めるものとする。

(技術審査の立会)

第11条 監督員は技術審査が行われるときは、立ち会わなければならない。

2 農林事務所等の長は、技術審査を行うときは、原則として当該業務委託の受注

者（管理技術者等）を立ち合わせなければならない。

（検査の立会）

第 12 条 監督員は、検査が行われるときは、立ち合わせなければならない。

2 農林事務所等の長は、検査を行うときは、原則として当該業務委託の受注者（管理技術者等）を立ち合わせなければならない。

（検査調書）

第 13 条 検査員は、検査を完了し、完成又は一部完成を確認したときは、検査調書を作成し、農林事務所等の長に提出しなければならない。

（検査記録）

第 14 条 検査員は検査を完了し、完成又は一部完成を確認したときは、様式 1 の検査記録を作成し、農林事務所等の長に提出しなければならない。

（技術審査記録）

第 15 条 技術審査者は、技術審査の完了後様式 2 の審査記録を作成し、農林事務所等の長に提出しなければならない。

（技術審査者及び監督員の責務）

第 16 条 技術審査者及び監督員は、業務委託を行うにあたっては、厳正かつ公平にその責務を遂行しなければならない。

附 則

- 1 平成 13 年 4 月 1 日制定
- 2 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。